

## 訪問看護ステーション重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

(事業所名) 昌明産業株式会社 訪問看護ステーション ブランカ

(所在地) 広島市安芸区船越南三丁目23番2号

(提供可能サービス及び事業所番号)

訪問看護、介護予防訪問看護

事業所番号 3460191368

(管理者および連絡先) 加納 みち子 電話：082-820-0777

(サービス提供地域) 広島市安芸区及び南区並びに広島県安芸郡

### 2. 事業所の職員体制

管理者（看護師） 1名

看護師 2.5名以上

### 3. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 8:30～17:30

休業日 土日祝日・年末年始（12月30日～1月3日）・お盆（8月14日・15日）は原則としてお休みさせていただきます。ただし、利用者の状態によって、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

### 4. サービスの方法

当訪問看護事業所の担当看護師が訪問看護計画書に基づいてサービスを提供します。

### 5. 利用料金のお支払方法等

利用料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので翌月20日までに以下のいずれかの方法で、お支払いください。

1. 事業所窓口を持参する
2. ご本人様若しくは、ご家族様管理の口座から自動引落する
3. 事業所の口座に月末までに振込をする

### 6. 訪問看護サービスの内容

訪問看護サービスの内容は、次に掲げるとおりです。

- (1) 病状及び障害の観察並びに日常生活の指導
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 褥創の予防及び処置
- (4) 体位交換

- (5) カテーテル等の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 食事及び排泄その他日常生活の世話
- (8) 認知症患者の看護
- (9) 家族の介護指導
- (10) ターミナルケア
- (11) 前各号に掲げるもののほか、医師の指示による医療処置

## 7. 訪問看護の提供について

(1) 訪問回数・訪問時間は居宅サービス計画書・介護予防サービス計画(ケアプラン)に基づきます。

(2) ご自宅への訪問看護になります。病院・関連機関への訪問看護は原則実施していません。

(3) 訪問地域以外に居住の方の退院調整や、退院後の状態や生活が安定する期間なども地域の訪問看護ステーションと連携して訪問させていただきます。

(4) 緊急時や長時間訪問が必要な場合には介護支援専門員と相談の上、対応させていただきますが、希望に添えない場合もあることをご了承ください。

(5) 訪問車両での送迎は実施していません。

8. サービス利用料及び利用者負担については、別紙記載のとおりです。

## 9. ご利用にあたってのお願い

介護保険被保険者証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更の生じた場合は、必ずお知らせください。やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします

## 10. 運営の方針

当訪問看護事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した住宅療養が継続できるように支援を行います。

## 11. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所の窓口 ・ 電話番号 082-820-0777

相談対応 訪問看護ステーション ブランカ

対応時間 8:30~17:30

## (2) 介護保険に関する相談・質問

地域行政窓口（お住まいのある市町村） 市町村介護保険窓口  
広島市介護保険課  
広島市国民健康保険団体連合会

### 1 2. 事故発生時の対応

(1) 訪問看護のサービス提供により、利用者の生命、身体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村・ご家族・主治医及び関連する居宅介護支援事業所に報告するとともに適切な処置を講じます。

(2) 上記事故により賠償の必要が生じた場合には、損害賠償をいたします。

(3) 万一事故が生じた場合には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

### 1 3. 緊急時等の対応

訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求め等々の必要な対応をします。

### 1 4. 災害時等の対応

契約の有効期間中、地震、台風、大雨等の天災その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。しかし事業所は感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。

### 1 5. 感染症予防及び感染症発生時の対応（衛生管理を含む）

事業所は、感染症の発生または予防及び蔓延防止の為、必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

①職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②事務所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を概ね、6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。

④事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

⑤職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 1 6. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権擁護、虐待防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定しています。

担当者：加納 みち子

②虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

③虐待防止のための指針を整備しています。

④職員に対して、虐待を防止するために定期的な研修を実施しています。

⑤サービス提供中に、当事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 17. ハラスメント対策

事業所におけるハラスメントを防止するための措置を講じ、健全な職場環境としています。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努めます。

### [説明確認欄]

令和 年 月 日 訪問看護サービス利用の契約にあたり、上記により重要事項を説明いたしました。

### 事業所

所在地 広島市安芸区船越南三丁目23番2号

事業者名 昌明産業株式会社

訪問看護ステーション ブランカ

(説明者) 管理者 加納 みち子

訪問看護サービス利用の契約にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

### 利用者

住所

氏名

印

### 代理人

住所

氏名

( 続柄 )

印